

変化する部活動の形とこれから
—外部指導者と教師の役割を考える—

明治大学 経営学部 公共経営学科

4年4組34番 山口 貴史

目次

1. はじめに	2
2. 部活動を取り巻く現状	2
2-1 これまでの部活動の形	
2-2 統計資料に基づく現状	
2-3 教師への負担	
2-4 近年起きた問題	
2-5 教師の負担を軽減するために	
3. 外部からの人材活用	17
3-1 外部指導者と部活動指導員	
3-2 様々な部活動指導方法	
4. 外部指導者を導入することで得られる効果や課題	21
4-1 効果	
4-2 課題	
5. A市の事例	23
6. 取材を踏まえた考察	24
7. おわりに	25

1. はじめに

今日の教育現場は問題が複雑に絡み合い、教師にかかる負担が大きくなっている。その結果、教師は長時間労働を強いられ、大きな社会問題となっている。その長時間労働の原因の一つとして、部活動の顧問を担当することが挙げられる。本来部活動は、教育課程外であり、自主的な活動である。しかしながら、顧問を担当することは当たり前の状態となっており、また、全く馴染みのない部活動の顧問を任されることも多く、精神的、肉体的に負担となっている。そこで、近年は外部からの人材を活用し、部活動における負担を軽減する動きがみられる。その方法は様々で、専門性の高い部活動における技術的な指導はもちろん、少ない時間でも効率よく練習を行い、能力の向上を図ることができている。本稿では、部活動に関わる教師や外部指導者の役割の変化を中心に、部活動の歴史や、近年問題となっている教師への負担、外部指導者との関わり合いを通して、今後の部活動の在り方について言及する。

2. 部活動を取り巻く現状

2-1 これまでの部活動の形

これまで部活動がどのような形であったか、中澤(2014)を参考に運動部活動の戦後から現在に至るまでをまとめる。

(1)戦後直後から 1950 年代

戦後直後から 1950 年代は、生徒による自治と文部省による統制の二重性が制度化されたことが特徴である。戦前の軍国主義を否定するように、運動部活動に生徒を中心に民主主義的な価値が与えられ、それを人間形成の手段として活用するために学校と教師のかかわりの必要性が求められていた。基本的に生徒による自治で行われるが、任せきりにして教育上の問題が発生する可能性があり、それに対して対処できるように、文部省による統制が敷かれていた。

(2)1960 年代

1960 年代は、64 年の東京オリンピック開催との関係から、文部省の統制が緩和され競技性が高まっていた。しかしながら、東京オリンピックに向けた選手中心主義的な運動部活動の在り方が批判され、あくまで学校教育の一環であるために、学校と教師の主体性を確立する必要性が求められた。一つの議論として、対外試合を学校教育活動の内外のどちらとするかの区別は、各学校の判断にゆだねられることになった。中澤(2014)は「運動部活動が東京オリンピックに振り回された反動として、1950 年代に叫ばれた学校と教師のかかわりの必要性を再強調するように、学校と教師が主体性を確立する必要性が求められた」(中澤,2014:

127)とし、そのうえで、学校と教師が主体的に、一部の選手に独占されることなく、運動の機会を生徒に与えていくことが望まれた。

(3)1970年代

1970年代は、競技性の高まりに対する反省から大衆化が追求され、それに伴い教師の負担や保障が問題となった。1969・1970年の学習指導要領で、特別活動内に必須のクラブ活動が設置され、運動部活動と相乗させながらスポーツを大衆化させていこうとした。この大衆化の中で、運動部活動は拡大し、加入率が増加したことで、教師は何らかの部の顧問を担当することが通例となり、部活動へのかかわりも大きくなってきた。そのため、教師の負担が重くなり、また、事故が起きた場合の保障に関しても問題となった。問題の解決策の一つとして、運動部活動の社会体育化を目指し、教育のためのスポーツではなく、自由と自治を備えたスポーツのためのスポーツを実現しようとした。

(4)1980年代

1980年代は、運動部活動を非行防止や生徒指導手段として扱うことの是非が論争され、また、生涯スポーツ論との関連についても議論された。1970年代に模索した運動部活動の社会体育化は失敗に終わり、その過程において運動部活動は教育的効果があると見直された。その一方で、生徒の非行が大きな問題になっており、非行防止の手段として、運動部活動が学校に必要であるという主張につながっていった。非行防止の手段として運動部活動を位置付けたことで、学校や教師は部活動へのかかわりを増加させ、規模はかつてないほどに拡大した。こうして、生徒指導の手段として確立したが、学校と教師は、生徒自身との意思とは別に、教育的に必要な生徒指導のために、部活動に加入させるようになり、管理主義的であるとして問題となった。一方で、一生涯を通じてスポーツを親しむことに価値を置く生涯スポーツ論が台頭した。そして、多くの生徒がスポーツを継続して行ってもらうために、部活動がどう変化すべきか議論されるようになった。

(5)1990年代から2000年代

1990年代から2000年代は、「開かれた運動部活動」が求められ、多様な運動部活動の在り方を目指した。まず、1980年代に台頭した生涯スポーツ論を発展させ、これからはスポーツの継続という観点から、運動部活動の在り方自体を総合型地域スポーツクラブという形で地域社会に開くことを求めていった。次に、管理主義批判の延長線上として、子どもの権利保障を求める議論があり、生徒と保護者が部活動に参加することで、部活動の在り方を決めていくこととした。また、各学校は外部指導員の導入や、合同部活動の実施、地域社会との連携といった、外部化を推進していくことで、学校の負担を軽減しようとした。その他、内田(2017)によると、1989年に行った学習指導要領の改訂で大きな変化をもたらした。クラブ活動は正規の教育課程として存在はしていたものの、部活動に参加する生徒について

は、それをクラブ活動の履修とみなす方針が採用された。つまり、部活動は学校教育において明確な存在意義を持つこととなった。その後、1990年代後半の改訂では、クラブ活動は学習指導要領から記載がなくなり、クラブ活動との関連性がなくなった。そして、その10年後の改訂では、中学、高校のいずれにおいても、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られることが改めて明記された。それは、2017年に改訂された学習指導要領でも同じ位置づけとなっている(内田,2017)。

2-2 統計資料に基づく現状

ここでは、現在の部活動の状況について、主に平成29年度「運動部活動等に関する実態調査」集計状況¹を用いながら述べていくこととする。

(1)中学生の部活動への所属について

中学校の校長の方針で「部活動を行う部への所属は生徒の希望である」と回答した割合は、公立校は6割強、私立校は8割弱であった【表2-1】。一方で、「生徒全員が部活動を行う部に所属し、活動も原則参加させている」と回答した割合は公立校で3割程度、私立校で1割程度であるように、基本的には部活動への参加は自由な形を取っていることが分かる。また、部活動の担当教師の部活動に関する考え方として、「希望する生徒が部活動に所属すべき」と回答した割合が公立校、私立校ともに7割強という結果になった。その一方で、「部活動は教育の一環であり、生徒全員が部活動に所属すべき」と回答した割合が公立校、私立校ともに1割程度いるように、部活動を教育上必要であると考えている教師がいることも押さえておかなければならない。

¹ 平成29年度「運動部活動等に関する実態調査」集計状況

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/11/20/1398467_01_1.pdf#search=%27%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%8C%E9%81%8B%E5%8B%95%E9%83%A8%E6%B4%BB%E5%8B%95%E7%AD%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E3%80%8D%E9%9B%86%E8%A8%88%E7%8A%B6%E6%B3%81%27(2018年12月4日アクセス)

【表2-1】中学生の部活動の所属について

	公立校	私立校
【校長】部活動は生徒の希望	66.7%	78.1%
【校長】全員が所属し、活動も原則参加	30.4%	15.6%
【教師】希望する生徒が部活動に参加すべき	72.9%	73.2%
【教師】教育の一環であり、生徒全員が部活動に所属すべき	15.4%	16.3%

出典：「運動部活動等に関する実態調査」集計状況(2017)をもとに筆者作成

(2)部活動顧問の配置について

校長は、部活動顧問の配置方針について、「全教員が顧問に当たることを原則としている」と回答した割合が公立校、私立校ともに9割程度であるように、ほとんどの学校で全員顧問制がとられている【表2-2】。また、教師が主担当顧問である部活動について、「運動部の顧問を担当している」と回答した割合が、公立校では7割程度、私立校では5~6割程度であった。しかし、運動部の数のほうが文化部に比べ多いことも考慮しなければならない。そして、運動部の主担当顧問が、部活動顧問教師の配置に関する考えについて、「全教員を当たらせるべき」という意見と、「希望する教員のみを当たらせるべき」という意見がどちらも3~4割程度という結果になった。

【表2-2】部活動顧問の配置について

	中学校		高等学校	
	公立校	私立校	公立校	私立校
【校長】全教員が原則顧問に当たる	93.8%	87.5%	98.2%	79.2%
【教師】運動部の顧問を主担当	71.1%	58.5%	67.6%	47.0%
【教師】全教員を当たらせるべき	33.3%	34.6%	40.7%	36.9%
【教師】希望する教員のみを当たらせるべき	38.4%	41.0%	34.8%	34.5%

出典：「運動部活動等に関する実態調査」集計状況(2017)をもとに筆者作成

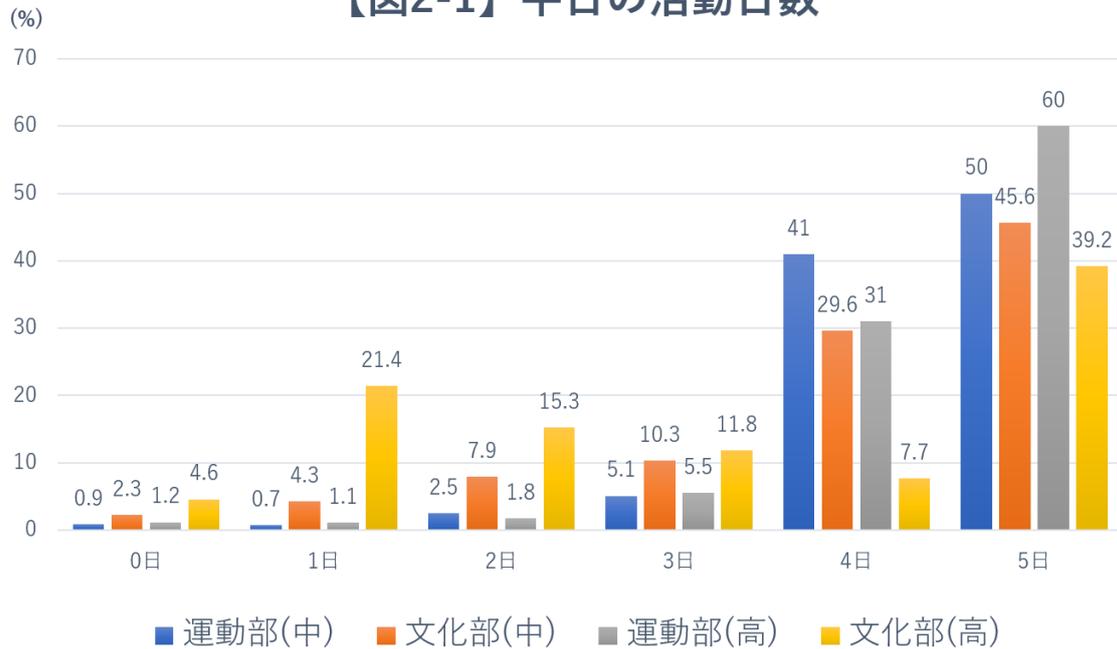
(3)部活動の活動日数について

文化庁の「文化部活動の現状について」²⁾によると、平日の部活動の活動日数は、中学、高校ともに週4~5日が多く占めている【図2-1】。ただし、高校の文化部は、1~2日の割合も多い傾向がみられ、二極化している。

²⁾ 文化部活動の現状について

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/01/pdf/r1407482_03.pdf#search=%27%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%8C%E9%81%8B%E5%8B%95%E9%83%A8%E6%B4%BB%E5%8B%95%E7%AD%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E3%80%8D%27(2018年12月11日アクセス)

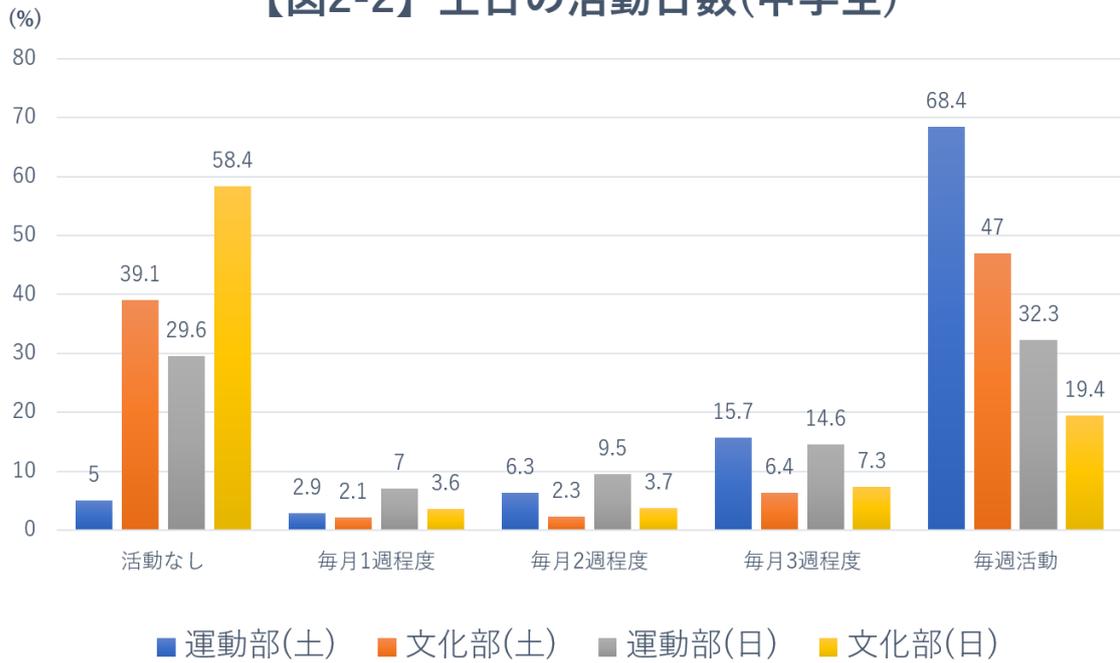
【図2-1】 平日の活動日数



出典：文化庁(2017)をもとに筆者作成

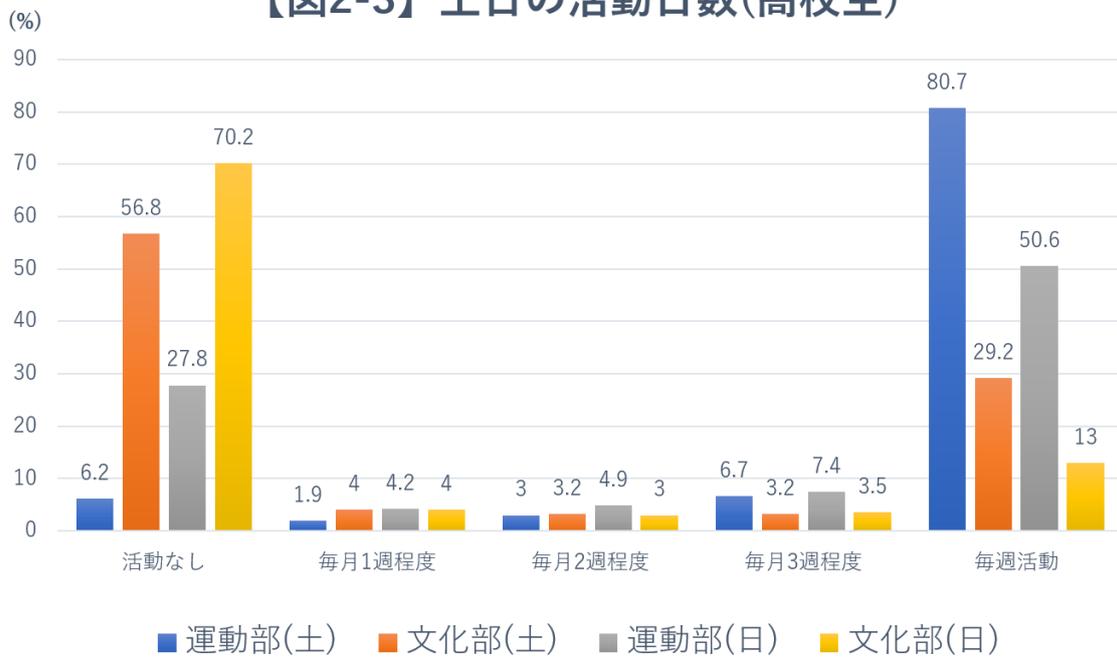
次に、土日の活動日数について、中学、高校ともに運動部のほうが文化部に比べ、活動日数が多い。また、運動部の土曜日は練習を行うことが多く、文化部は活動していないか、毎週活動するかの二極化している傾向がある【図 2-2、2-3】。

【図2-2】 土日の活動日数(中学生)



出典：文化庁(2017)をもとに筆者作成

【図2-3】 土日の活動日数(高校生)



出典：文化庁(2017)をもとに筆者作成

(4)部活動の活動時間について

文化庁の「文化部活動の現状について」によると、平日の部活動の活動時間は、中学、高校ともに、運動部では2~3時間、文化部では1~2時間が最も多くなり、運動部のほうが文化部に比べ、長い時間行う傾向がみられた【図2-4】。

【図2-4】 平日の活動時間

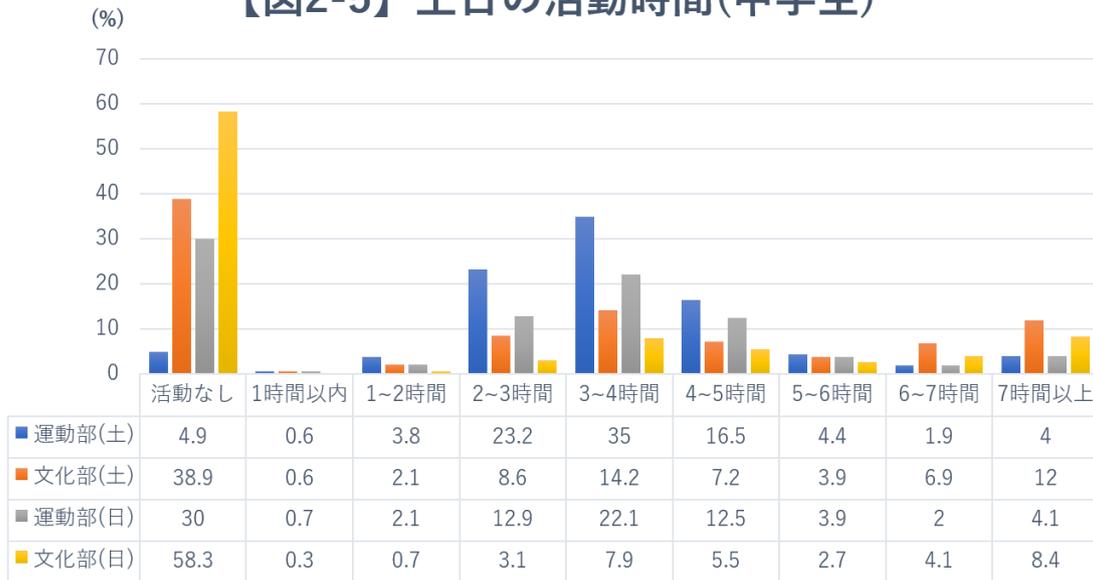


■ 運動部(中) ■ 文化部(中) ■ 運動部(高) ■ 文化部(高)

出典：文化庁(2017)をもとに筆者作成

次に、土日の活動時間について、活動した場合、中学、高校ともに3~4時間であることが多く、平日よりも長くなっている。また、中学校では文化部が運動部より6時間以上活動している割合が多くなっている【図2-5、2-6】。

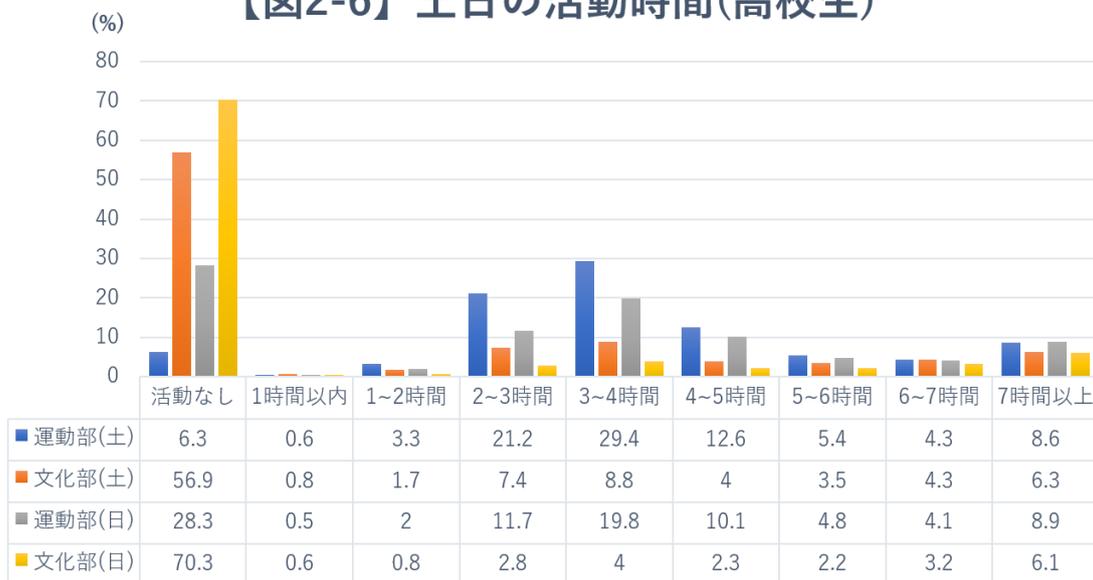
【図2-5】 土日の活動時間(中学生)



■ 運動部(土) ■ 文化部(土) ■ 運動部(日) ■ 文化部(日)

出典：文化庁(2017)をもとに筆者作成

【図2-6】 土日の活動時間(高校生)



■ 運動部(土) ■ 文化部(土) ■ 運動部(日) ■ 文化部(日)

出典：文化庁(2017)をもとに筆者作成

2-3 教師への負担

(1)近年教師が抱える負担とは

近年、教師にかかる負担が増加している。文部科学省の調査によると、2016年度の時間外労働が月80時間超えに相当する週60時間以上働いている教師の割合が、中学校で57%を占めることが分かった。学内勤務時間の平均は週63時間18分と、10年前の調査から5時間12分増加しており、週40時間までとする労働基準法に基づいて換算すると、時間外労働は月約93時間に相当するものである。また、若い世代ほど勤務時間が長くなる傾向がみられた。内田(2017)によると、長時間労働に歯止めがきかないことの背景として、残業の実態を見える化とさせていない法制度の不備と、残業の実態を正当化し美化する教員文化にあるとした。

まず、法制度の不備として、給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)を取り上げる。給特法では、残業代が支給されない代わりに、給料月額4%分をあらかじめ支給することが明記されている。これを規定した1966年のように教員の時間外労働がわずかであれば、仕事の特異性に沿った合理的な仕組みであったといえるが、今日では、4%分は一日あたり20分弱であることを踏まえると、この時間をはるかに超えて残業しており、違法な勤務が常態化しているといえる。

次に、長時間労働を美化する教員文化について、長時間にわたって職務に励む姿こそが教師のあるべき像であるとし、讃えられている。過酷なスケジュールで負担が大きいにもかかわらず、それを美談にする教員文化があることで、問題が見えにくくなっている状況である(内田,2017)。また、その他にも、川口(2017)によると、「学校では、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題の複雑化・多様化、子供の貧困問題への対応など、学校に求められる役割が拡大し教員だけで対応することが困難な状況」(川口, 2017:61)であるとしており、近年教師にかかる負担が増えてきていると考えられる。

(2)部活動を担当することが負担

教師は長時間労働を強いられ、負担が増えているが、部活動の顧問を担当することもまた、原因の一つとして挙げられる。

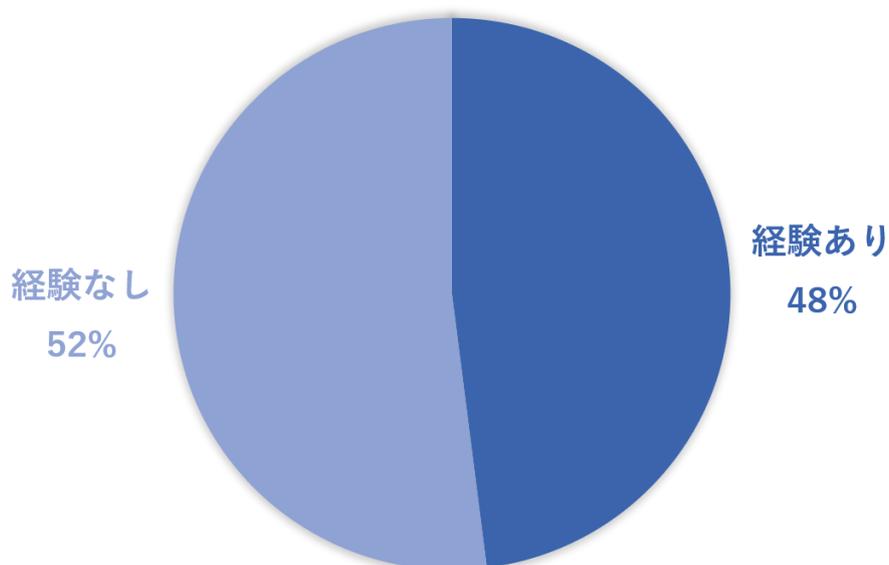
まず、今まで馴染みのない部活動の顧問を担当することが挙げられる。教師は部活動の顧問を強制的に担当させられるだけでなく、全く馴染みのない運動部または文化部を担当することは、教師にとって負担のかかるものである。スポーツ庁の「運動部活動の現状について」³によると、運動部活動を担当する教員で、競技経験がないと回答したのは、中学校で

³ 運動部活動の現状について

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/08/17/1386194_02.pdf#search=%27%E9%81%8B%E5%8B%95%E9%83%A8%E6%B4

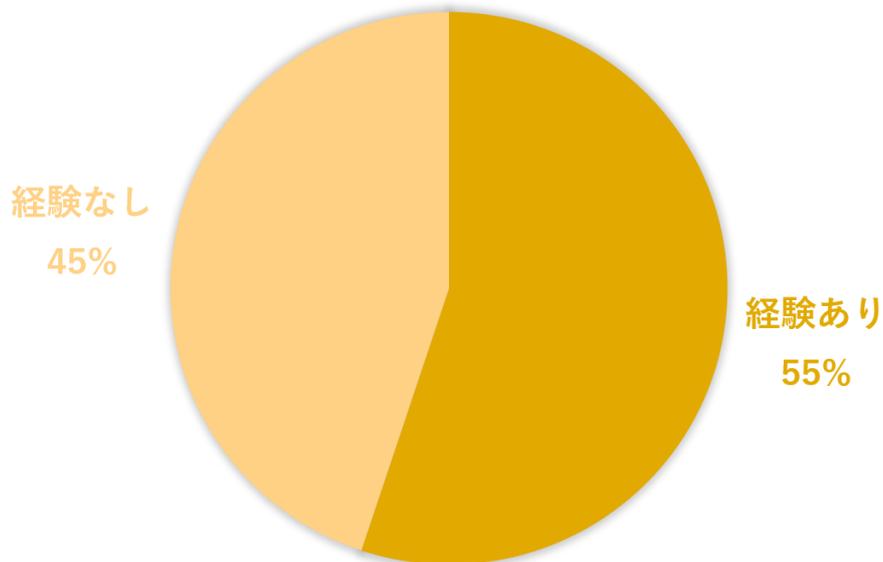
52%、高校で 45%である【図 2-7、2-8】。また、担当教科が保健体育ではなく、且つ、競技経験がないと回答したのは、中学校で 45.9%、高校で 40.9%であり、圧倒的にミスマッチが起きていることが分かる。教師は、部活動が教育課程外の活動であり、正規の教育内容として組み込まれていないため、大学で教員免許を取得する際に、部活動の指導方法を学ぶことは基本的でない。また、専門性の高い部活動は、素人から始める場合、技術習得の負担やそれに付随する時間的負担、精神的負担、経済的負担など、様々な負担が考えられる。

【図2-7】 担当している競技の過去経験(中学校)



出典：スポーツ庁(2017)をもとに筆者作成

【図2-8】 担当している競技の過去経験(高校)



出典：スポーツ庁(2017)をもとに筆者作成

次に、2-2(2)でも取り上げた通り、全員顧問制度をとっている学校は9割程度となっているが、内田(2017)によると、全員顧問制度が拡大してきた背景として、教員の多忙化、部活動の過熱、生徒の安全性に対する関心の高まり、減らない(減らせない)部活動数、の4つの変化を挙げている。その上で、部活動に必要な人的資源の絶対数が増大しており、特定の顧問一人に負担が集中することを避けるための負担軽減策として、全員顧問制度が採用されるようになった。しかしながら、全員顧問制度は部活動指導を希望しない教員に対しても、部活動に関して一定量の関わりを押し付けることにもなっている(内田,2017)。

そんな状況の中、あるネット署名が話題となった。Change.org という署名活動を行うことができるサイトがあるが、そこで「部活がブラックすぎて倒れそう… 教師に部活の顧問をする・しないの選択権を下さい！」という題名のもと、2015年12月23日にキャンペーンが開始された。⁴そこには、現職の教師によって、業務の過酷さ、とりわけ部活動の顧問

⁴ 「部活がブラックすぎて倒れそう… 教師に部活の顧問をする・しないの選択権を下さい！」

<https://www.change.org/p/%E9%83%A8%E6%B4%BB%E3%81%8C%E3%83%96%E3%83%A9%E3%83%83%E3%82%AF%E3%81%99%E3%81%8E%E3%81%A6%E5%80%92%E3%82%8C%E3%81%9D%E3%81%86-%E6%95%99%E5%B8%AB%E3%81%AB%E9%83%A8%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%81%AE%E9%A1%A7%E5%95%8F%E3%82>

が原因であることが記されていた。そして、文部科学省に対し、学校の教師に部活動の顧問を行うか否かの選択権を与えること、日本全国の教育委員会に指導・指示することを求めており、2日間だけで1300筆を集める勢いで広がっていった。

このように、部活動を担当することが当たり前になっている中で、担当しないことを求める意見が出始めている。

2-4 近年起きた問題

ここでは、実際に起きた事件を取り上げながら紹介する。

(1) 体罰

体罰は、部活動でもよく問題とされているものである。その中でも2012年12月下旬に大阪で起きた、体罰に苦悩し自殺した事件を取り上げる。

その男子高校生は、大阪市立桜宮高校のバスケットボール部でキャプテンを務めていた。その生徒は、部活顧問の男子教諭からほほを平手でたたくななど複数回体罰を受けており、死亡前日の練習試合の際にも体罰を受けていた。日常的に体罰を受けていた生徒は、兄の勧めで顧問相手に対して、「先生が自分ばかりせめてくるのが不満」「キャプテンしよれば何とかかなと思っているのですか」といった思いを手紙につづるなど、精神的に追い詰められていたことがうかがえる。⁵

この事件以降、大阪市教育委員会が市立の小中高校など計461校を対象に2012年度に起きた体罰件数を調査したところ、325件であった。この中で最も多かった発生状況は授業中で、その次が放課後、部活中と続いた。また、市立校の生徒18万2280人を対象として体罰に関するアンケートを行ったところ、教員から暴力を受けたことがあると回答したのは、高校生で5%、中学生で4%、小学生で2%であった。⁶

また文部科学省も緊急調査を行い、2012年度に公立校で教員5415人が体罰を行っていたことが明らかとなった。体罰を受けた生徒は中学生が最多の3973人、高校生が2968人、小学生が1892人で、内容は素手で殴るが最多の58%であった。都道府県別では、大阪の400人が最多で、大分374人、福岡240人と続いた。⁷このような状況を踏まえ、大阪市教育委員会は体罰や暴力を振るった教師に対する処分規定を厳格化する新たな基準を設ける

[%92%E3%81%99%E3%82%8B-%E3%81%97%E3%81%AA%E3%81%84%E3%81%AE%E9%81%B8%E6%8A%9E%E6%A8%A9%E3%82%92%E4%B8%8B%E3%81%95%E3%81%84](#)(2018年12月10日アクセス)

⁵ 「元顧問を懲戒免職」『日本経済新聞』2013年2月14日 大阪朝刊 大阪朝刊社会面

⁶ 「体罰、新たに266件判明」『日本経済新聞』2013年4月26日 大阪夕刊 大阪夕刊社会面

⁷ 「教員体罰処分 最多3953人」『日本経済新聞』2015年1月31日 朝刊

など、各地でガイドラインを作成しており対策を講じているものの、今年も岐阜市の中学校や大阪府立高校で部活動中に体罰を行い、処分されるといった事例があり、体罰に関する問題は根深く存在している。⁸

(2) 未経験者による指導

ここでは、2017年3月下旬に、栃木県のスキー場で起きた死亡事故を取り上げる。

栃木県那須町のスキー場で登山講習会が25日から行われ、27日が最終日であった。県内7つの高校の生徒や教師ら55人がラッセル訓練中に雪崩に巻き込まれ、5つの班のうち1班の県立大田原高校山岳部の男子生徒7人とその顧問が雪崩に巻き込まれて死亡、そのほかにも40人が重軽傷を負う事故が発生した。⁹講習会では、雪崩に巻き込まれた際の対処法については教えておらず、また、遭難時に位置情報を発信する機器(ビーコン)を所持していなかった。¹⁰

スポーツ庁は元々、高校生の雪山登山は原則控えるよう通知しているが、明確な判断基準はない。各県の高校体育連盟によっても異なり、また同じ地域でも学校によって判断が異なることもある。

この事故に関して、第三者による検証委員会が最終報告書を公表した。そこには、県高校体育連盟登山専門部の計画全体のマネジメントと危機管理意識の欠如、更には、雪崩の危険に関する教師の理解不足といった、個人の資質も事故の一因として明記された。確かに当初の予定であった登山を中止し、ラッセル訓練¹¹を行うことを決めたのは現場にいた3人の教師であり、亡くなった教師は登山に関して未経験者であった。内田(2017)によると、その教師は第二顧問で小学校の頃からずっと続けてきた剣道部を担当していたが、第三顧問として担当していた山岳部は全くの初心者であった。第三顧問というと名前だけで、実際の活動にはかかわらないことが多く、生徒を引率はしているものの、ある意味生徒よりも経験がなかった可能性がある。生徒の安全確保や事故防止の方法に関する知識を持ち合わせていないような状況の教師に対して、雪山という危険の伴う場所で引率させたことは非常に困難であったと考える(内田,2017)。

⁸ 「中学部活コーチ 男子生徒に体罰」『日本経済新聞』2018年3月15日 名古屋夕刊 名古屋夕刊社会面

「部活の指導中 足蹴りや暴言」『日本経済新聞』2018年5月19日 大阪朝刊 大阪朝刊社会面

⁹ 「那須雪崩、現場判断で訓練」『日本経済新聞』2017年3月28日 夕刊

¹⁰ 「訓練決定 教諭3人で」『日本経済新聞』2017年3月30日 朝刊

¹¹ ラッセル訓練とは、登山で、深雪をかき分け、雪を踏み固めて道を作りながら進む訓練のことである

<https://dictionary.goo.ne.jp/jn/229616/meaning/m0u/>(2018年12月23日アクセス)

このように、教科指導が専門であるはずの教師が、その部活動に素人でありながら顧問を行うことは、場合によっては死亡事故につながる恐れがあると考えられる。

2-5 教師の負担を軽減するために

(1)ガイドラインの作成

スポーツ庁は、2018年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成した。そこには、適切な運営のための体制整備や効果的な活動の推進、適切な休養日などの設定、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備といった、教育に関わる課題が複雑化している中で、運動部活動を持続可能なものとするための方針が示されている。¹²ここで注目すべきなのは、週2日以上休養日を設けること、部活動指導員の活用についてである。

まず、週2日以上休養日を設けることについて、2016年の調査では、5校に1校が休養日を設けておらず、教師と生徒のどちらにも負担となっていた。¹³そこで、中学校の運動部の活動時間を平日は2時間、土日は3時間以内とし、平日と土日で少なくとも1日ずつの週2回以上の休養日を設けること、また、長期の休養期間の設置を行うこととした。これにより、過熱しがちな部活に歯止めがかけられることや生徒の怪我を防止すること、多忙な教師の働き方改革につながるが見込まれている。

次に、部活動指導員について、次章で詳しく述べるが、文部科学省は2019年度予算の概算要求で、全国の公立中学校に部活動指導員を1万2000人配置する経費として、2018年度予算の5億円から大幅増加し、13億円を盛り込む方針を決めた。¹⁴そして、ガイドラインを遵守していることなどを条件に指導員確保の経費の1/3を補助し、教師の負担を減らすことや、知識、経験が豊富な外部指導者を活用して効率よく練習できる環境を目指している。

(2)教員の働き方改革

教員の働き方改革に関連し、文部科学省は教員の長時間勤務抑制には正確な実態把握が欠かせないとし、タイムカードの導入を促している。全国の教育委員会が取り組んでいる業務改善状況の調査結果によると、2018年4月1日時点の調査では、タイムカードを導入しているのは政令指定都市を除く1719市区町村教委のうち696教委で、前年の8.1%から

¹² 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf(2018年12月4日アクセス)

¹³ 「中学部活動に休養日」『日本経済新聞』2017年1月7日 朝刊

¹⁴ 「部活指導に1万2000人 文科省方針 教員の負担を減らす」『日本経済新聞』2018年8月23日 夕刊

40.5%と大幅に増加した。¹⁵また、同じく 2018 年、小中学校などの教員の長時間労働是正策を議論する中央教育審議会の特別部会が開かれ、働き方改革関連法を参考に、教員の残業時間の目安を原則月 45 時間以内、年 360 時間に設定し、特別な事情があっても月 100 時間未満、2~6 ヶ月の月平均で 80 時間、年 720 時間までとした指針案を進めていくこととした。¹⁶

実際に長野県では、自己申告が中心であった出退勤時間の管理に IC カードやタイムカードを導入し、管理職が客観的に勤務時間を把握できるようにした。また、教材の準備やテストの採点などを担う非常勤のスクール・サポート・スタッフを 102 校で配置し、2018 年 6 月平均で 2.2%、前年同期に比べて時間外勤務が減った。その他にも、部活動指導員の配置や留守番電話の活用を行っていくことで、少しずつではあるが、教員の働き方改革を進めている。¹⁷

3. 外部からの人材活用

3-1 外部指導者と部活動指導員

部活動の外部指導者は、1990 年代後半頃からの「開かれた学校づくり」の中で登場し、2017 年から「部活動指導員」として制度化された。部活動指導員は、中学や高校の部活動を指導することに加え、生徒を単独で大会などに引率することが出来るようになった。その他にも、活動中の事故などに対する責任の所在が不明確な立場であった外部指導者を学校職員として位置づけることや、部活動指導員が顧問になることが可能となり、外部指導者が部活動に関わることのできる範囲が広がった。¹⁸

次に、外部指導者の現状について、過去 5 年(2014~2018 年)の外部指導者数の推移と部活動指導員数をまとめた【図 3-1】。公益社団法人日本中学校体育連盟の加盟校調査によると、外部指導者数は 2014 年から増加と減少を繰り返しているが、軒並み上昇傾向にあ

¹⁵ 「教員にタイムカード 4 割 部活休養週 2 日以上 5 割」『日本経済新聞』2018 年 8 月 27 日 夕刊

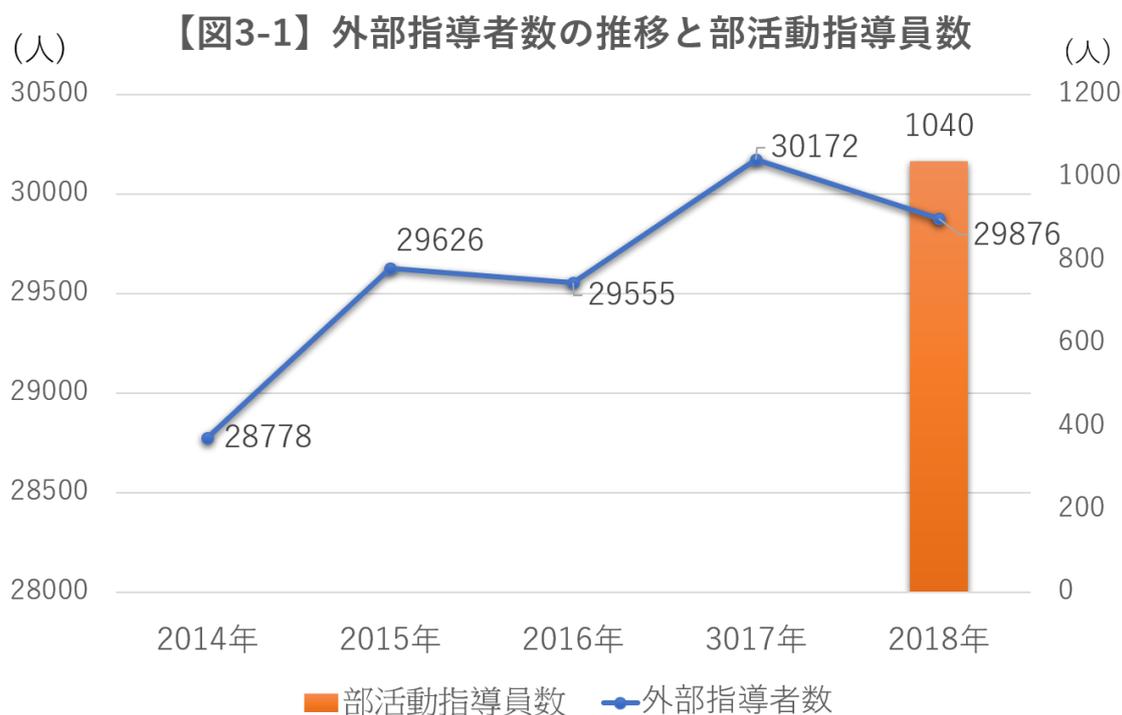
¹⁶ 「教員残業「月 45 時間以内」」『日本経済新聞』2018 年 12 月 6 日 夕刊

¹⁷ 「時間外削減 効果じわり」『日本経済新聞』2018 年 10 月 27 日 地方経済面 長野

¹⁸ 部活動指導員の制度化について

http://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2017/10/30/1397204_006.pdf#search=%27%E9%83%A8%E6%B4%BB%E5%8B%95%E6%8C%87%E5%B0%8E%E5%93%A1+%E5%A4%96%E9%83%A8%E6%8C%87%E5%B0%8E+%E9%81%95%E3%81%84%27(2018 年 12 月 10 日アクセス)

る。また、2017年より制度化された部活動指導員の数は、1040人であった。¹⁹



出典：公益社団法人日本中学校体育連盟 加盟校調査をもとに筆者作成
<http://njpa.sakura.ne.jp/kamei.html>(2018年12月4日アクセス)

3-2 様々な部活動指導方法

ここでは、実際に行われている部活動の指導方法について紹介する。

(1) 外部指導者を派遣

この方法は、部活動に外部から指導者を派遣してもらい、直接生徒に関わりあいながら、プロの本格的なテクニックを学ぶことができる一般的なものである。この人材派遣に力を入れて取り組んでいるのが東京都杉並区や大阪府大阪市である。

杉並区では、2013年度から試験的に区立中学校の部活動に外部指導者を派遣し、2016年度から本格的な運用を始めた。区の教育委員会が学校から希望を募り、ヒアリングなどを経た上で、人材派遣会社や民間のスポーツクラブと契約し、指導者を学校に紹介する。2016年度は区内23校のうち、17校34の部活に派遣して指導を行った。²⁰

¹⁹ 公益社団法人日本中学校体育連盟 加盟校調査

<http://njpa.sakura.ne.jp/kamei.html>(2018年12月4日アクセス)

²⁰ 「プロコーチ 部活指導」『日本経済新聞』2016年4月22日 夕刊
「中学部活動に休養日」『日本経済新聞』2017年1月7日 朝刊

大阪市では、2015年から市内8校の8つの部活で外部指導者を試験的に導入しており、2019年度には市立中全130校に配置する方針である。指導員には元教員や非常勤講師など、教育現場での経験がある人を中心に採用し、2019年度は約400人の確保を目指している。

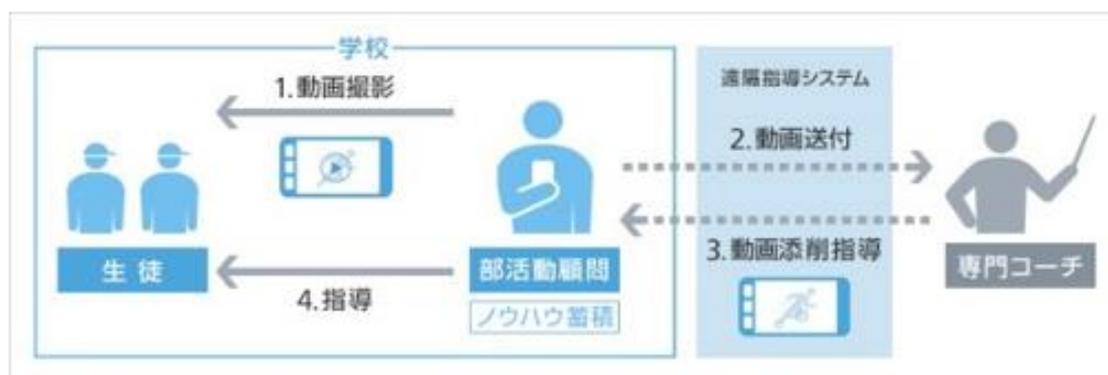
21

(2) 情報通信技術(ICT)を活用

この方法は、ICTを活用して指導者から遠隔指導を受けることができるものである。この指導方法に取り組んでいるのが、ソフトバンク株式会社である。

ソフトバンクでは、最先端の技術を部活動にも活用し、指導に悩む教師に対する支援を行っている。このサービスは、小学校、中学校、高等学校を対象に、スマートフォンやタブレット、パソコンで動画を活用したオンラインプライベートレッスンが受けられる仕組みだ【図3-2】。顧問の教師はオンラインで指導の悩みなどを専門コーチに相談することができ、また、生徒を撮影した動画からアドバイスを受けることも可能である。²²

【図3-2 ICTの活用方法】



出典：ソフトバンク ICT 部活動支援

<https://www.softbank.jp/corp/csr/next-generation/education/bukatsu/>

実際に兵庫県赤穂市有年中学校では、画面に映る元国内トップクラスの卓球選手を見ながら練習を行っている。生徒一人一人のプレー映像を撮影して送ると、コーチの模範プレーの映像や改善点を書き込んだ動画が届くだけでなく、チャット機能を使って質問することもできるため、その場に指導者がいなくてもしっかりとした指導が受けられるようになった。

²¹ 「部活に指導員 教師の負担軽く」『日本経済新聞』2018年3月2日 大阪夕刊 大阪夕刊 社会面

²² ソフトバンク ICT 部活動支援

<https://www.softbank.jp/corp/csr/next-generation/education/bukatsu/> (2018年11月20日アクセス)

ている。²³

(3)地域スポーツクラブと連携

この方法は、部活動を学校単位で行わず、民間スポーツクラブやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどと一体化し、活動するものである。この指導方法に力を入れている企業として、FC今治が挙げられる。

FC今治は、愛媛県今治市に本拠地を置き、J3の下に位置する全国リーグの日本フットボールリーグ(JFA)で活動するクラブの一つである。サッカー元日本代表監督の岡田武史氏がオーナーを務めており、運営会社の今治・夢スポーツが市内のサッカークラブや部活を指導している。²⁴今治市内のサッカークラブや中高校のサッカー部を2016年は180回以上も巡回指導するなど、地域と一体になった活動を行っている。そこには、「今治モデル」という一つの育成方針がある。「今治モデル」とは、サッカーで今治のジュニア、ジュニアユース、ユースのチームと一緒に一つのパラミッドを作り、「OKADA METHOD」を共有しながら、普及、トレセン²⁵活動、指導者養成などに取り組むことである【図3-3】。²⁶これは、育成年代からトップチームまで戦術の基本部分は一貫しており、今治全体を指導することで、長期的な強化が進むと考えられているからである。このようにして、今治市のサッカーチームは、地域と一体となって部活動を行っている。

²³ 「部活 コーチは画面越し」『日本経済新聞』2018年10月25日 大阪朝刊 大阪朝刊社会面

²⁴ FC今治ホームページ

<http://www.fcimabari.com/>(2018年11月30日アクセス)

²⁵ トレセンとは、ナショナルトレーニングセンターの略称である。日本のユース育成の中心的役割を果たしており、「日本サッカーの強化、発展のため、将来日本代表選手となる優秀な素材を発掘し、良い環境、良い指導を与えること」を目的としている。

http://www.jfa.jp/youth_development/national_tracsen/(2018年12月10日アクセス)

²⁶ FC今治ホームページ 今治モデルとは

http://www.fcimabari.com/academy/imabari_model/index.html(2018年11月30日アクセス)

【図3-3 今治モデル】



出典：FC 今治ホームページ

http://www.fcimabari.com/academy/imabari_model/index.html

4. 外部指導者を導入することで得られる効果や課題

4-1 効果

効果として考えられることは、3点ある。

一つ目は、教師の負担を軽減することである。教師の長時間労働は大きな問題となっており、部活動の顧問を担当することもまた、負担につながっている現状がある。部活動指導員などの外部指導者を導入することで、技術習得の負担やそれに付随する時間的負担、精神的負担、経済的負担など、様々な負担から解放され、本来の教師としての仕事である授業の準備や、プライベートな時間が確保されると考えられる。

二つ目は、生徒が専門的な指導を受けられることである。その部活動に対して素人である教師の下で練習するよりも、専門家であるプロのコーチから学ぶことで、技術的な指導を受けられることができる。技術的な指導を受けることで、今までよりも上達スピードが上がり、

大会やコンクールなどで優秀な成績が納めやすくなると考える。また、練習内容が量より質となることで、効率よく部活動を行うことができる。効率よく部活動を行い、問題となっている練習時間を減らすことは、教師、生徒のどちらにも自由な時間が増えることにつながると考えられる。

三つ目は、地域とのつながりが増えることである。3-2(3)のように、総合型地域スポーツクラブと連携することで、小さい頃から地域住民など、幅広い年齢層とのつながりを持つきっかけとなる。さらに、外部指導者は、主に地域の人材が活用されるため、中学に入学する以前から生徒や保護者との関係を構築している場合がある。この場合、お互いを知っていることから、保護者は安心して生徒を送り出すことができ、外部指導者はその生徒の状態をより理解した状態で指導にあたることができる。また、学校には様々なレベルの生徒がおり、その生徒たちを同時に指導することは難しく、はたまた勝利至上主義からくる過熱指導や体罰などの問題が起きかねない。そのような問題は、各自のレベルに合わせた総合型地域スポーツクラブでは起きにくいと考えられる。

4-2 課題

課題として考えられることは、3点ある。

一つ目は、費用の問題である。外部指導者はその自治体によって有償か無償か異なるが、部活動指導員は各自治体から報酬が支給される。つまり、各自治体は限られた財源の中でやりくりをしなければならず、部活動指導員や外部指導者を雇う人数にも限りがある。また、3-2(2)で取り上げた ICT を活用した方法も、当然費用がかかる。専門コーチによる遠隔指導と遠隔指導システム「スマートコーチ」のプラットフォームを利用する場合、一部活あたり月額1万5000円からとなっている。紹介した有年中学校はその利用料を地域住民の寄付で賄っている状況であり、どんなに良いシステムであっても活用できるかどうかは、その自治体や地域住民に依存することとなる。

二つ目は、地域によって格差が出ることである。杉並区や大阪市は都市部であり、人口が多い。そのため、外部指導者の種類や数が必然と多くなり、外部指導者の派遣を積極的に行いやすい状況である。その一方で、地方では外部指導者の数が少なく、募集をかけても都市部と比べると、集まりにくい状況である。これにより、地域によっては、生徒が特定の部活動の指導を受けることができず、都市部で生活する生徒との格差が生まれてしまう可能性がある。

三つ目は、技術指導を重視しすぎる恐れがあることである。部活動を行っていく中で、試合に勝つことを目的として、日々練習を行う生徒がいる。そのような生徒から見れば、外部指導者によって技術力を向上させられるため、良い影響や印象を与えるだろう。一方で、部活動に参加することを目的として、技術力向上を目的とした厳しい練習を好まない生徒もいる。そのような生徒から見れば、外部指導者のいる部活動を避けることや退部することにつながりかねない。また、同じ部活動内で温度差が生まれることで、生徒同士のコミ

ユニケーションが取りにくくなる可能性が考えられる。学校と外部指導者の間で、どこまで技術指導に力を費やすのか、その線引きが非常に難しいと考える。

5. A市の事例

今回、2018年度に部活動指導員と外部指導者を派遣しているA市教育委員会の担当者に取材を行った。(2018年12月17日)

まず、A市にある市立中学校の部活動の数と加入状況について整理する。部活動の数は、各学校が10~12の部活動を抱えている。所属割合は、運動部は6~7割、文化部は2~3割、未加入が1割程度であった。未加入のうち、外部クラブなどの加入率は、平均すると5割程度で、多いところで7割程度であった。

では、部活動指導員について、派遣先の内訳は、ソフトテニス部、バスケットボール部、サッカー部であった。選考方法について、教員経験者、つまり、教員を退職した後に部活動指導員を希望する者や、長年部活動に深く関わりを持つ者から採用している。報酬について、11ヶ月の契約²⁷をしており、一人当たり年間で50万円程度が支給されている。

次に、外部指導者について、派遣先の内訳は、剣道部、ソフトテニス部、サッカー部、バスケットボール部、バレーボール部、ソフトボール部、総合文化部、吹奏楽部であった。選考方法について、学校の方から教育委員会に推薦が来て、審査をした後に外部指導者となる。謝金は1年で数万円程度となっており、年間10日以上指導することとなっている。11月までに最高で47回指導を行っている人がいるように、ほとんどボランティアのような形で活動している。人材の集め方について、保護者や知り合い関係から指導者になることや、広報に募集をかけて集めている。

実際に活用した現場からの意見として、外部指導者から生徒について、「非常によく頑張っている」といったおおむね良い評価を得ている。また、教師からは、「外部指導者が入ってもらい、ありがたいと感じる」「もっと活用してほしい」といった、教師の負担軽減につながったという意見が出ている。一方で、「外部指導者が顧問の教師の指導方針に従っていない」という意見があった。このような状況になった場合は、教育委員会として指導を入れる、最悪の場合、来年度採用しない、といった対策をとっている。また、年に1回、教師と外部指導者を招いて研修会を開き、理解を図る場を設けている。

A市が実施した学校に対するアンケート調査によると、教員の多忙化対策について取り組んでいることとして、「顧問を複数配置すること」「都道府県の指針に沿った活動の推進」「部活動の休養日」の設置などが挙げられた。また、過去一年間、部活動に対する保護者からの問い合わせや意見について、一番多かったのは、「部活動の回数や時間」についてであ

²⁷ 3月は補助対象外であるため、1年ではなく11ヶ月の契約となっている

る。部活動の回数や時間について、多いという意見があった一方で、少ないという意見もあり、賛否両論となっている。また、類似した意見として、「季節によって活動時間を変更すること」を求めるものがあった。例えば、夏場は早朝に活動すること、猛暑日は中止にすること等、冬場は日没が早くなるため、部活動の終了時間を早めてほしい等の意見があった。その他にも、「部活動によって顧問の温度差がある」ことや、「技術的な指導」「地域の指導者の活用」といった要望などがあった。

6. 取材を踏まえた考察

取材を通して、部活動指導員と外部指導者には想像以上に大きな差があること、外部から指導者を活用することでより良い部活動を行うことができること、それが結果として教師の負担軽減につながっていくことが分かった。川口(2017)によれば、外部指導者が技術指導にとどまらず、部活動指導教員と協働して部活動指導に関する多様な業務に取り組み、将来的には単独で部活動顧問になることを視野に入れて検討する必要があるとしている。具体的に協働とは、生徒指導に関わる対応や保護者対応、部活動の管理運営などの部活動全般に関わる業務について、部活動指導教員と外部指導者が協力し合うことが求められている(川口,2017)。協働していくためにも、学校内でのサポートはもちろん、それらを統括する教育委員会からのサポートが重要であると考えられる。

外部からの指導者を活用していくにあたって、部活動指導員と外部指導者がいるが、同じ指導者といえども、アプローチの仕方を分けて考えていくべきである。

まず、部活動指導員について、制度化され部活動に関わることのできる範囲が広がった以上、今後も活用していくことが望まれる。しかしながら、指導者一人にかかる費用は少なくなく、各自治体の部活動に回すことのできる財源にも限りがあるため、一人一人を慎重に検討していくことが重要となってくる。A市では、地域に長年関わっている方ほど信頼を置きやすいことから、退職した教員や部活動に深く関わっている方から選んでいる。このように、長年の実績を考慮した選定の方法は非常に有効であると考えられる。委託する側はその人物をよく知っており、コミュニケーションが取りやすく、委託される側はその自治体や学校の方針を理解しているため、部活動を円滑に進めることができる。このような信頼関係のもと、部活動指導員として採用、派遣を行っていくためにも、既存の外部指導者が重要な存在となると考える。

外部指導者は、A市のような学校推薦による方法のほか、人材紹介会社から派遣する、大学生などの学生を学校から派遣する、総合型地域スポーツクラブから派遣するなど、様々な方法がある。報酬は各自治体や方法によって異なるが、ボランティアとして活用する場合、地域住民、とりわけ高齢者に対する働きかけが重要であると考えられる。部活動は平日、休日問わず行われるため、日ごろ会社に勤めている方や学生が常に指導し続けることは難しい。そ

ここで、退職をしたものの、まだ活動ができる高齢者を活用する。実際に A 市でも外部指導者となる方の年齢層は、50~60 歳代が多い。外部指導者の募集方法として、広報誌はもちろん、地域の掲示板や施設など、人目につく場所で募集していることを知らせていく。また、これから退職していく方はインターネットを利用する機会も多いため、SNS で呼びかけていくなど、紙媒体ではない新しい形で募集していくことが有効であると考え。こうして外部指導者を集め、部活動を指導してもらいが、長い期間にわたって問題なく指導した者が増えていくことで、部活動指導員として採用できる選択肢も増えていくことにつながる。つまり、長年にわたり活動している外部指導者の増加は、部活動指導員として採用する際のリスク軽減や指導内容の質を高水準で保つための選択肢を増やすことにつながる。しかしながら、外部指導者からの体罰や暴言が問題になることもある。部活動指導では、教育上の配慮なども求められ、適切な人材を確保できるかが鍵となってくるため、しっかりした審査と問題発生時のリスクマネジメントを行っていく必要がある。

地方では特に、少子高齢化、人口減少などの影響が出てきており、今後の部活動の形は従来のように学校の教師が顧問となり指導を行うものから変化していくこととなる。そのような状況の中で、各自治体の現状、特性を考慮し、その地域にとって最適な方法で部活動を展開していくことが必要となっている。

7. おわりに

今回、部活動の現在に至るまでの形の変化や今後の展望について、教師や外部指導者を交えながら述べてきたが、部活動という自主的な活動において、教師や外部指導者など地域の方々、それぞれの立場を尊重し、助け合いながら関わっていくことが必要であると感じた。教師や学校だけが負担する従来の形から、地域で部活動を支えていく新しい形へと変化をしていくことで、部活動を半永久的に存続させていくことができると考える。そのため、部活動指導員などの外部指導者の存在は重要であり、積極的に活用していくことが求められる。外部指導者の存在によって、生徒は技術的な指導や効率的な練習につながり、教師は長時間労働や顧問を担当することで被る様々な負担を軽減することにもなる。まだまだ部活動や教師の勤務形態には改善の余地があり、今後も部活動の形は変化し続けるであろうが、その時代に合った部活動の在り方を創り続けることが重要なのである。

【謝辞】

本調査において、取材協力いただいた A 市には、感謝を申し上げます。

【参考文献】

・書籍・論文

- * 青柳健隆・石井香織・柴田愛・荒井弘和・深町花子・岡浩一郎(2015)「運動部活動での外部指導者活用に向けた組織的実践の長所と問題点：異なる実践モデルに対する教員の評価」『体育学研究』第60巻2号, pp.783-792.
- * 内田良(2017)『ブラック部活動：子どもと先生の苦しみに向き合う』東洋館出版社
- * 川口厚(2017)「公立中学校の部活動における外部指導員の活用に関する研究」『日本生涯教育学会論集』第38巻, pp.61-70.
- * 佐々木創(2017)「学校部活動をとりまく環境と民間スポーツクラブの連携」『東北女子大学・東北女子短期大学紀要』第55巻, pp.105-111.
- * 樽木靖夫・木村昭雄・高田麻美(2017)「学校現場におけるクラブ活動および部活動の課題と対応」『千葉大学教育学部研究紀要』第66巻1号, pp.27-34.
- * 中澤篤史(2014)『運動部活動の戦後と現在：なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか』青弓社
- * 永谷稔(2015)「学校運動部活動と総合型地域スポーツクラブの連携について一都市と地方都市クラブにおける事例比較一」『北翔大学生涯スポーツ学部研究紀要』第6巻, pp.29-36.
- * 的地修・竹村直樹・白井徹(2016)「中学部活動における外部指導者の役割 -現状と課題に関する一考察-」『大阪成蹊大学紀要』第02号, pp.129-138.
- * 水口洋(2014)「部活動をどのように位置付けるのか」『教育研究』第56号, pp.31-41.

・新聞記事

- 「部活顧問が体罰、高2自殺」『日本経済新聞』2013年1月8日 夕刊
- 「元顧問を懲戒免職」『日本経済新聞』2013年2月14日 大阪朝刊 大阪朝刊社会面
- 「体罰、新たに266件判明」『日本経済新聞』2013年4月26日 大阪夕刊 大阪夕刊社会面
- 「体罰・暴力 処分厳格に」『日本経済新聞』2014年12月9日 大阪夕刊 大阪夕刊社会面
- 「教員体罰処分 最多3953人」『日本経済新聞』2015年1月31日 朝刊
- 「体罰で教職員処分952人」『日本経済新聞』2015年12月26日 朝刊
- 「プロコーチ 部活指導」『日本経済新聞』2016年4月22日 夕刊
- 「中学部活動に休養日」『日本経済新聞』2017年1月7日 朝刊
- 「部活動指導員」を制度化」『日本経済新聞』2017年3月14日 夕刊
- 「那須雪崩、現場判断で訓練」『日本経済新聞』2017年3月28日 夕刊
- 「迫る雪塊「伏せろ」」『日本経済新聞』2017年3月28日 朝刊
- 「高校の冬登山 中止相次ぐ」『日本経済新聞』2017年3月29日 夕刊
- 「訓練決定 教諭3人で」『日本経済新聞』2017年3月30日 朝刊

「勤務週 60 時間超 57% 中学教諭、部活の指導長く」『日本経済新聞』2017 年 4 月 28 日
夕刊

「FC 今治 部活も指導」『日本経済新聞』2017 年 5 月 30 日 地方経済面 四国

「危機管理意識が欠如」 那須雪崩で検証委報告書」『日本経済新聞』2017 年 10 月 16 日
朝刊

「全校で部活指導外部人材 大阪市立中、19 年度に」『日本経済新聞』2017 年 12 月 29 日
大阪朝刊 大阪朝刊社会面

「部活動 週休 2 日に スポーツ庁指針案 活動は 2、3 時間」『日本経済新聞』2018 年 1 月
17 日 朝刊

「部活に指導員 教師の負担軽く」『日本経済新聞』2018 年 3 月 2 日 大阪夕刊 大阪夕刊社
会面

「中学の部活は地域と一体で」『日本経済新聞』2018 年 3 月 9 日 夕刊

「部活動は週休 2 日」決定」『日本経済新聞』2018 年 3 月 14 日 夕刊

「中学部活コーチ 男子生徒に体罰」『日本経済新聞』2018 年 3 月 15 日 名古屋夕刊 名古
屋夕刊社会面

「教育県」長野、先駆け」『日本経済新聞』2018 年 4 月 16 日 朝刊

「社説 学校の部活は地域が受け皿に」『日本経済新聞』2018 年 4 月 25 日 朝刊

「部活の指導中 足蹴りや暴言」『日本経済新聞』2018 年 5 月 19 日 大阪朝刊 大阪朝刊社
会面

「文化部も適切休養」『日本経済新聞』2018 年 7 月 13 日 朝刊

「中学部活、週休 2 日に」『日本経済新聞』2018 年 7 月 23 日 朝刊

「部活指導に 1 万 2000 人 文科省方針 教員の負担を減らす」『日本経済新聞』2018 年 8 月
23 日 夕刊

「教員にタイムカード 4 割 部活休養週 2 日以上 5 割」『日本経済新聞』2018 年 8 月 27 日
夕刊

「顧問は嫌」 言えぬ職員室」『日本経済新聞』2018 年 10 月 8 日 朝刊

「部活 コーチは画面越し」『日本経済新聞』2018 年 10 月 25 日 大阪朝刊 大阪朝刊社会面

「時間外削減 効果じわり」『日本経済新聞』2018 年 10 月 27 日 地方経済面 長野

「文化部も「週休 2 日休み」」『日本経済新聞』2018 年 11 月 1 日 夕刊

「教員残業「月 45 時間以内」」『日本経済新聞』2018 年 12 月 6 日 夕刊

・ ホームページ

* スポーツ庁(2017)「平成 29 年度「運動部活動等に関する実態調査」集計状況」

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/11/20/1398467_01_1.pdf#search=%27%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B4%E5

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/01/pdf/r1407482_03.pdf#search=%27%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%8C%E9%81%8B%E5%8B%95%E9%83%A8%E6%B4%BB%E5%8B%95%E7%AD%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E3%80%8D%E9%9B%86%E8%A8%88%E7%8A%B6%E6%B3%81%27

(2018年12月4日アクセス)

*文化庁(2018)「文化庁活動の現状について」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/01/pdf/r1407482_03.pdf#search=%27%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E3%80%8C%E9%81%8B%E5%8B%95%E9%83%A8%E6%B4%BB%E5%8B%95%E7%AD%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%AE%9F%E6%85%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E3%80%8D%27

(2018年12月11日アクセス)